

〈報道発表資料〉

企画財政部 情報政策課  
担当 課長 高澤  
直通 048-951-1659  
E-mail: joho@city.yashio.lg.jp



マイナポイント手続支援業務委託における

マイナポイントの不正取得について

八潮市が委託するマイナポイント手続支援業務において、受託事業者が雇用するアルバイト従業員 1 名が、申し込みに来庁した市民 2 名（以下「A 氏」および「B 氏」という。）のマイナポイントが付与される予定のキャッシュレス決済カード（nanaco カード）を不正に取得し、使用した

もの。  
市および事業者より A 氏及び B 氏に謝罪し、再発防止に努めていく。

1 経緯

令和 5 年 4 月 1 7 日（月）

- ・ A 氏が情報政策課窓口へ来訪。3 月 2 2 日にマイナポイント手続支援窓口（以下、「支援窓口」という。）にて nanaco カードで登録したが、マイナポイントが付与されていないとの申し出
- ・ A 氏がキャッシュレス決済事業者に問い合わせたところ、以下の回答があったため、窓口ですり替えられた可能性を疑念
  - ①マイナポイント申請時に登録した nanaco カードは A 氏の名義
  - ②現在、A 氏の手元にある nanaco カードは名義の登録がない
  - ③マイナポイントの登録を行った nanaco カードは他市で使用され、すでにポイント残高はない
- ・ 市から A 氏へ、警察に相談するよう案内
- ・ 市から受託事業者へ連絡し、A 氏の相談内容について確認。支援窓口では nanaco カードなどを預かる運用は行っていないとの回答

令和 5 年 4 月 2 7 日（木）

- ・ A 氏から状況確認の連絡あり。再度、警察に相談するよう案内
- ・ A 氏からの連絡後、草加警察署より、八潮市役所で民間事業者がマイナポイントの受付を行っているかの電話照会。事業概要を回答。

令和5年5月1日（月）

- ・受託事業者から連絡あり。八潮市のほか、川口市でも同様の報告を受け、社内調査をしたところ、川口市で支援窓口業務に従事した従業員がnanacoカードのすり替えを行っていたことが判明。八潮市でも、すり替えを行った可能性があり、現在調査中であるとの報告。市が受託事業者に徹底調査を指示。

令和5年5月2日（火）

- ・A氏へ連絡し、支援窓口においてnanacoカードのすり替えが行われた可能性があることを伝え、謝罪
- ・A氏が来庁し、情報政策課窓口にてマイナポイントの申請日、マイナポイント付与対象のキャッシュレス決済サービスを確認
- ・市からキャッシュレス決済事業者へ連絡し、A氏の同意を得て、マイナポイント登録を行ったnanacoカードの利用履歴を確認
- ・受託事業者より、川口市で不正を行った従業員が八潮市の支援窓口でもマイナポイントの不正取得を1件行ったと自供したとの報告。また、受託事業者が当該従業員から回収したnanacoカードのIDを照会したところ、A氏名義のnanacoカードIDと同一のものであることを確認

令和5年5月8日（月）

- ・支援窓口を当面休止

令和5年5月9日（火）

- ・B氏が情報政策課窓口へ来訪。3月8日に支援窓口にてnanacoカードで登録申請したが、マイナポイントが付与されていないとの申し出
- ・受託事業者が当該従業員から回収したnanacoカードのIDと、B氏が登録したnanacoカードIDが同一のものであると判明し、謝罪

## 2 今後の対応策

### (1) 再発防止対策の徹底

- ・「カード型電子マネーはお預かりしません」などの張り紙を掲示
- ・申し込み場所、対応者氏名などを記入した対応記録を申請者に配布
- ・その他、受託事業者と協議し対応

### (2) 被害状況の究明

- ・警察と連携し、被害状況の究明を行う
- ・関係機関への情報提供

### (3) 本事案に対する市民からの問合せ対応

- ・情報政策課内に相談窓口を設置

### (4) その他

- ・A氏およびB氏から付与対象のマイナポイントの補償を求められているため、早急に補償できるよう受託事業者と協議

### 3 添付資料

#### 資料1 受託事業者の概要

##### 市長コメント

このたび発生したマイナポイントの不正取得につきましては、誠に遺憾であり、被害者をはじめ市民の信頼を損ねることとなり、深くお詫び申し上げます。

今後は、再発防止に向けて取り組むとともに、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

八潮市長 大 山 忍

## 受託事業者の概要

受託事業者名	株式会社フルキャスト
住所（本社）	東京都品川区西五反田八丁目9番5号 FORECAST 五反田 WEST 12階
電話番号	03-4530-4848
業務内容	マイナポイントの利用に必要な手続について、自力で行うことが困難な住民が円滑にマイナポイントを利用できるよう、本市の窓口支援員を配置し、マイナポイントの申込みを希望する方に対し、マイナポイント予約（マイキーID設定）手続の説明や支援等を行う。
契約内容	(令和4年度) 契約期間 令和4年9月1日から令和5年3月31日まで (当初契約は令和5年2月28日まで) 契約金額 7,801,855円 (当初6,329,187円) (令和5年度) 契約期間 令和5年4月1日から令和5年5月31日まで 契約金額 3,235,064円
※不正行為を行った従業員に関する情報	
雇用形態	アルバイト従業員
雇用期間	令和5年2月6日から令和5年4月28日まで